

災害時における復旧支援協力に関する協定

田原本町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、地震等の災害により甲の管理するマンホールポンプが被災したときに行う復旧支援
協力に関して以下のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等
により被災したマンホールポンプの機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災したマンホールポンプの復旧に関し次の業務の
支援を要請することができる。

（1）被災したマンホールポンプの故障又は不具合の調査、復旧計画、応急措置及び復旧
工事

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は、汚水排水施設においては奈良県
田原本町上下水道部下水道課、雨水排水施設においては田原本町産業建設部まちづくり
建設課とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとす
る。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、こ
の場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要
請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書
面をもって報告を行うものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年度マンホールポンプ保守点検管理
委託業務の完了日である令和4年3月31日までとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協
議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方
への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を

保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

田原本町長 森 章 浩

乙

様式 1

令和 年 月 日

様

田原本町長

災害応急対策業務要請書

- 1 災害の状況

- 2 応援を必要とする業務内容

- 3 応援を必要とする場所及び期間

- 4 その他必要な事項

(田原本町連絡担当者)

所 属	
役職・氏名	
電話番号	

様式2

令和 年 月 日

田原本町長 様

災害応急対策業務実施報告書

1 業務内容及び場所

2 応援に従事した期間

3 その他必要な事項

(連絡担当)

氏 名	
電話番号	
FAX	